

1. 尾道市総合計画審議会とは

(1) 目的

- 「尾道市総合計画審議会条例」に設置の目的や構成員等が位置づけられた機関で、総合計画の基本構想及び基本計画について審議策定し、市長に答申する。

尾道市総合計画審議会条例(平成29年条例第34号)

第1条 この審議会は、尾道市総合計画審議会と称し、尾道市総合計画策定条例(平成27年条例第34号)第3条の規定に基づく諮問に応じ、尾道市の将来にわたる総合計画の基本構想及び基本計画について審議策定し、市長に答申することを目的とする。

(2) 委員構成 40名以内で組織

- 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(尾道市総合計画審議会条例第2条第2項)

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市議会の議員
- (4) 各種団体の役員又は職員
- (5) 市民の代表
- (6) 市の職員

(3) 主な議題等

令和7年度 (2回開催予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諒問 ・ 策定における考え方（案） ・ 市民参画等について（案） ・ スケジュール（案） <p>など</p>
令和8年度 (6回開催予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（案） ・ 基本計画（案） ・ 答申（基本構想・基本計画） <p>など</p>

2. 策定フロー図

